

那覇市公報

第 1 7 8 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について（子育て応援課）	1849
○那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について（子育て応援課）	1850
○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）	1851
○告示の訂正について（こども政策課）	1852
○令和2年度那覇市一般会計補正予算（第9号）（財政課）	1853
○令和2年度那覇市一般会計補正予算（第10号）（財政課）	1859

◇ 公 告 ◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1860
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	1861
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	1862
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	1868
○那覇市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱要綱（企画調整課）	1872

◇ 消防局訓令 ◇

○那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令	1879
○那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令	1889

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1900

◇監査委員公表◇

○令和 2 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 1901

告 示

那覇市告示第 406 号

令和 3 年 1 月 8 日

掲 示 済

那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について

那覇市母子生活支援センターさくらの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月那覇市議会定例会において同意を得たので、那覇市母子生活支援センター条例（平成17年条例第51号）第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市母子生活支援センターさくら
所在地 那覇市首里鳥堀町4丁目99番地

- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
代表者 会長 仲盛 光子

- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 407 号
令和 3 年 1 月 8 日
掲 示 済

那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市母子・父子福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月那覇市議会定例会において同意を得たので、那覇市総合福祉センター条例（平成17年条例第45号）第17条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市母子・父子福祉センター
所在地 那覇市金城3丁目5番地4

- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
所在地 那覇市金城3丁目5番地4
代表者 会長 仲盛 光子

- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 408 号

令和 3 年 1 月 12 日

掲 示 済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 9 号
- 2 廃止道路の種類：第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和3年1月12日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字大道上大道原215番2、216番1
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長27.53m 幅員4.12m

那覇市告示第 420 号

令和 3 年 1 月 15 日

掲 示 済

告示の訂正について

令和2年12月24日付け那覇市告示第382号「那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について」の告示について、次のように訂正があるので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年12月24日付け那覇市告示第382号「那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について」の告示について、次のとおり訂正する。

訂正する項目	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
2 指定管理者となる 団体（所在地）	那覇市壺川 2丁目5番地13	那覇市壺川 2丁目5番地13

那覇市告示第 433 号

令和 3 年 2 月 1 日

令和2年（2020年）11月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算（第9号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,430,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		50,032,898	△ 1,167,553	48,865,345
	1 市民税	21,331,094	△ 393,469	20,937,625
	2 固定資産税	23,247,497	△ 553,539	22,693,958
	3 軽自動車税	781,601	13,523	795,124

	4 市たばこ税	3,598,458	△ 167,894	3,430,564
	5 入湯税	8,441	△ 3,605	4,836
	6 事業所税	1,065,807	△ 62,569	1,003,238
14 使用料及び手数料		3,397,396	△ 11,274	3,386,122
	1 使用料	2,681,124	△ 11,274	2,669,850
15 国庫支出金		80,279,162	291,977	80,571,139
	1 国庫負担金	36,331,106	219,294	36,550,400
	2 国庫補助金	43,856,872	68,025	43,924,897
	3 委託金	91,184	4,658	95,842
16 県支出金		18,885,017	171,936	19,056,953
	1 県負担金	8,635,009	1,778	8,636,787
	2 県補助金	9,548,428	170,158	9,718,586
18 寄附金		261,817	1,000	262,817
	1 寄附金	261,817	1,000	262,817
19 繰入金		6,874,068	△ 806,594	6,067,474
	2 基金繰入金	6,759,532	△ 806,594	5,952,938
20 繰越金		2,357,688	488,149	2,845,837
	1 繰越金	2,357,688	488,149	2,845,837
21 諸収入		1,518,179	△ 35,642	1,482,537
	3 貸付金元利収入	318,827	△ 231,472	87,355
	5 雑入	1,079,517	195,830	1,275,347
22 市債		17,306,500	1,338,700	18,645,200
	1 市債	17,306,500	1,338,700	18,645,200
歳入合計		200,159,388	270,699	200,430,087

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		742,451	△ 2,698	739,753
	1 議会費	742,451	△ 2,698	739,753
2 総務費		21,655,951	130,582	21,786,533
	1 総務管理費	19,159,540	130,066	19,289,606

	2 徴税費	1,224,867	516	1,225,383
3 民生費		116,922,627	131,057	117,053,684
	1 社会福祉費	60,294,330	18,042	60,312,372
	2 児童福祉費	32,360,762	113,015	32,473,777
4 衛生費		10,069,766	814,151	10,883,917
	1 保健衛生費	6,395,739	798,888	7,194,627
	2 清掃費	3,674,027	15,263	3,689,290
6 農林水産業 費		415,002	△ 762	414,240
	1 農業費	88,800	200	89,000
	3 水産業費	298,433	△ 962	297,471
7 商工費		3,786,399	△ 231,821	3,554,578
	1 商工費	3,786,399	△ 231,821	3,554,578
8 土木費		12,442,656	△ 173,075	12,269,581
	3 港湾費	707,722	△ 680	707,042
	4 都市計画費	6,614,338	△ 172,395	6,441,943
9 消防費		3,376,721	△ 7,972	3,368,749
	1 消防費	3,376,721	△ 7,972	3,368,749
10 教育費		17,948,010	△ 888,763	17,059,247
	1 教育総務費	5,066,454	△ 587,837	4,478,617
	2 小学校費	6,629,113	△ 167,519	6,461,594
	3 中学校費	2,800,098	△ 170,251	2,629,847
	5 社会教育費	1,588,934	△ 11,684	1,577,250
	6 保健体育費	1,853,033	48,528	1,901,561
12 公債費		11,533,070	0	11,533,070
	1 公債費	11,533,070	0	11,533,070
14 予備費		1,230,524	500,000	1,730,524
	1 予備費	1,230,524	500,000	1,730,524
歳出合計		200,159,388	270,699	200,430,087

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加		(単位：千円)	
款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			59,453
	1 総務管理費		59,453
		小禄支所建設整備事業	59,453
4 衛生費			1,093,100
	1 保健衛生費		1,093,100
		病院事業債貸付金	1,093,100
9 消防費			16,830
	1 消防費		16,830
		救急救助事業	16,830
10 教育費			136,125
	2 小学校費		123,376
		上間小学校屋内運動場建設事業	123,376
	5 社会教育費		12,749
		壺屋焼物博物館擁壁改修工事	12,749
合計			1,305,508

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			238, 840		754, 900
	2 道路橋 りょう費		102, 000		127, 000
		道路新設改良 事業（社会資 本交付金）	102, 000	道路新設改良 事業（社会資 本交付金）	127, 000
	4 都市計 画費		136, 840		627, 900
		街路整備事業 （公共投資交 付金）	136, 840	街路整備事業 （公共投資交 付金）	627, 900
合 計			238, 840		754, 900

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市制 100 周年記念企画事業（企画調整課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	11, 592
新文化芸術発信拠点施設整備事業（工事請負費）（文化振興課）	令和 3 年度	3, 145, 661
新文化芸術発信拠点施設整備事業（設計工事等委託料）（文化振興課）	令和 3 年度	48, 821
新文化芸術発信拠点施設整備事業（備品等購入）（文化振興課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	422, 101
舞台技術支援業務（文化振興課）	令和 2 年度から 令和 4 年度まで	93, 555
道路路面清掃業務委託（道路管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	19, 014
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	8, 996
道路維持管理業務委託（道路管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	76, 413
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理運営業務委託（道路管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	2, 379
街路樹維持管理業務委託（道路管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	37, 521
那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業（令和 3 年度）（公園管理課）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	14, 616
学校 ICT 支援員配置事業（教育研究所）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	39, 600

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
家庭ごみ有料化事業（業務委託料）（廃棄物対策課）	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	185, 902	令和 2 年 度から 令和 4 年 度まで	200, 914

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業（公園管理課）	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	88, 150
指導者用情報機器等整備事業（教育研究所）	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	74, 390

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
17 徴収猶予特例債	437,500	証書借入又は証券発行	年 5 %以内	償還期間は、1 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。

2 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
3 公立文化施設整備事業	5,805,000	証書借入又は証券発行	年 5 %以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	7,007,800	補正前に同じ		
9 道路整備事業	130,400				133,400			
10 交通事業	163,100				21,200			
11 都市計画事業	280,000				365,900			
12 都市公園整備事業	214,800				195,600			
15 教育施設整備事業	3,278,500				3,049,100			

那覇市告示第 434 号

令和 3 年 2 月 1 日

令和2年（2020年）11月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算（第10号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,766,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		80,571,139	336,620	80,907,759
	2 国庫補助金	43,924,897	336,620	44,261,517
歳入合計		200,430,087	336,620	200,766,707

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		117,053,684	336,620	117,390,304
	2 児童福祉費	32,473,777	336,620	32,810,397
歳出合計		200,430,087	336,620	200,766,707

公 告

那覇市公告第 508 号

令和 3 年 1 月 15 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和元年12月5日 第24-026-04号 那覇市指令ま建指第2583号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町三丁目20番 他4筆
3-2工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
令和2年12月21日 那ま建指第223号
- 6 工事完了年月日
令和2年12月14日

那覇市公告第 509 号
令和 3 年 1 月 18 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・5・1号小禄赤嶺線

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
- （2）期間 令和3年1月18日～令和4年3月31日

那覇市公告第 510 号
令和 3 年 1 月 18 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年12月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	企画調整課
業 務 の 名 称	令和2年国勢調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和2年12月16日～令和3年月31日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	氏名(カナ含む)、住所、方書、生年月日、性別、続柄、住定日 (住所を定めた日)、世帯コード、住民区分、世帯主名、年齢、 住民コード、国籍、住民となった異動日、住民減異動日、前住 所。		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	令和2年国勢調査の実施にあたり、提出された調査票の記載事項 に記入がない世帯等について、住民基本台帳を用いて補記を行う 必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	企画調整課 統計グループ 電話 951-3223 内) 2120/2123		

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年12月14日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	上下水道局 料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	企画財務部 企画調整課
業 務 の 名 称	令和2年国勢調査		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年12月14日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	水道に関する開栓情報のうち以下の項目 水道番号、水栓住所、異動区分、用途、料金区分、親子区分、 使用者氏名、使用者住所、使用水量		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	令和2年国勢調査の実施にあたり国勢調査令第12条第4項に基づき、オートロックマンション等居住確認が難しい世帯について、住民基本台帳を活用した補記を実施するための前段の確認作業として、水道の開栓情報により住民の居住確認を行うため。		
届 出 担 当 部 課	企画財務部企画調整課 電話951-3223		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用~~又は提供~~)届出書

令和2年12月23日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	群馬県桐生警察署長
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年12月16日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	犯罪捜査のため		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年1月4日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	宜野湾市
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年12月25日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方税回収のため（差押え禁止財産特定のため）		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年12月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護第1課	目的外利用部課 又は提供先	大平特別支援学校
業務の名称	入学準備金支給証明書の発行について（回答）		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和2年12月16日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	・生業費支給額		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の扶助に関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うことができる類型事項1に該当） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理由	就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の扶助に関する法律に基づく事務		
届出担当部課	福祉部 保護第1課 銘苅 電話 098-861-51 93 (内線2465)		

那覇市公告第 511 号
令和 3 年 1 月 18 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年12月2日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 秘書広報課 電話 098-861-5173		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和2年11月4日
業務の名称及び 開始年月日	ほう賞及び表彰に関する業務 平成27年10月13日		
廃止又は変更の 理 由	周年事業名称変更のため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	那覇市制施行95周年記念特別 表彰要綱に基づく特別表彰者の 推薦	那覇市制施行記念特別表彰要 綱に基づく特別表彰候補者の推 薦	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

令和2年12月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 なはまち振興課 電話 863-1750		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和2年12月1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 令和2年9月1日		
廃止又は変更の 理由	当事業は沖縄県の休業等要請に伴う協力金の給付について、県の感染拡大防止へ向けた取り組みをさらに推し進めること、市内事業者の事業継続を支援することを目的に給付金の上乗せ給付を行うものである。コロナ感染が落ち着くまでの当面の間は当事業が断続的に継続すると思われることから下記のように変更する		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	(業務の目的) 独自の緊急事態宣言による休業要請、及び営業時間短縮	「独自の緊急事態宣言による」を削除し、緊急事態宣言によらない場合も対象とする。	
	(個人情報の収集時期) 定期(9月～10月)	随時(対象者から申請があった時)とする	
備考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年12月22日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課 電話862-9942			
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友 プレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和2年12月25日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(プレゼント発送業務時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 520 号
令和 3 年 1 月 19 日
掲 示 済

那覇市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

問い合わせ先

企画財務部企画調整課企画調整1グループ（担当：下田）

電話：098－862－9937（内 2121）

F A X：098－862－4263

E-mail：m-gyousei001@city.naha.lg.jp

那覇市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱要綱

令和3年1月19日

公告第520号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に対する法人からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附対象事業 地域再生法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた那覇市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げた那覇市まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- （3） 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附の申出）

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出を行おうとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

（寄附金の受領等）

第4条 市長は、寄附対象事業の事業費の確定後に事業費の範囲内で、又は那覇市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内で、前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人から寄附を受けたときは、当該法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条の規定により、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証（第2号様式）を交付する。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、市長は、事業費が確定した後に寄附対象法人に対して事業費確定報告書（第3号様式）により報告す

る。

3 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるとき。

(2) 前号に定めるほか、市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておく。

(寄附金の管理)

第5条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（第4号様式）を作成する。

(公表)

第6条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、市の広報誌やホームページ等を通じて公表する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、企業版ふるさと納税に関する事務取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

那覇市長 宛

所在地

法人名

代表者

法人番号

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書

貴市で実施される予定である寄附対象事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附を希望する事業及び寄附申出額

寄附を希望する事業名	寄附申出額
	円
	円

2 法人名及び寄附額の公表について

- ☐ 法人名の公表を了承します（掲載社名：_____）
- ☐ 寄附額の公表を了承します
- ☐ 公表を希望しません

3 ご担当者連絡先

所属		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			
受領証等送付先			

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

那覇市長 城間 幹子

受領証

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 事業の名称 | _____ |
| 2 寄附年月日 | _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 3 寄附金額 | _____ 円 |

○ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 以下に該当する場合には、（ ）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。
（ ）地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域： ）（実施期間： 年 月 日～ 年 月 日）に対する寄附として受領したもの

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

那覇市長 城間 幹子

事業費確定報告書

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

--

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費		円
当該事業に対する寄附の受領額		円
うち、貴社からの寄附の受領額		円

第4号様式 (第5条関係)

寄附金台帳

番号	寄附申出日	寄附日	法人名	代表者	所在地	法人番号	寄附額 (円)	寄附対象事業名	法人名及び寄附額の公表	備考
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								
	年 月 日	年 月 日								

「法人名及び寄附額の公表」欄は、寄附申出書の2で、法人名及び寄附額の公表を了承している場合は「1」、法人名のみを公表を了承している場合は「2」、寄附額のみを公表を了承している場合は「3」、公表を希望しない場合は「4」、選択が無い場合は「0」を記入すること。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第1号
令和3年1月13日
公 表 済

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事前相談に伴う処理) 第11条 [略] 2 局長は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。 3 局長は、関係者が設置計画書を提出したときは、別表分類(1)で定める受付印を押印し、受理するものとする。 4 局長は、設置計画書を受理したときは、当該防火対象物の用途を判定するとともに、<u>関係者に対して判定結果について社会福祉施設等用途判定結果通知書(第5号様式)により通知し、必要な消防用設備等の設置指導を行わなければならない。</u> 5 局長は、設置計画書の<u>受理後、設置計画書の写しを消防署長(以下「署長」という。)へ送付するものとする。</u> (特例適用の処理) 第12条 [略] (特例適用申請書の受付等) 第13条 関係者は、令32条又は条例第43条の規定を適用する場合には、局長に消防用設備等特例適用申請書(第6号様式。以下「特例申請書」という。)の正本及び副本を提出しなければならない。 2 局長は、特例申請書が提出されたときは、消防用設備等特例申請処理簿(第7号様式。以下「特例申請処理簿」という。)	(事前相談に伴う処理) 第11条 [略] 2 <u>局長又は消防署長(以下「署長」という。)</u>は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。 3 <u>局長又は署長は、</u>関係者が設置計画書を提出したときは、別表分類(1)で定める受付印を押印し、受理するものとする。 4 <u>局長又は署長は、</u>設置計画書を受理したときは、当該防火対象物の用途を判定するとともに、必要な消防用設備等の設置指導を行わなければならない。 5 <u>局長又は署長は、設置計画書を防火対象物の台帳に編冊し、管理するものとする。</u> (特例適用の処理) 第12条 [略] (特例適用申請書の受付等) 第13条 関係者は、令32条又は条例第43条の規定を適用する場合には、局長に消防用設備等特例適用申請書(第5号様式。以下「特例申請書」という。)の正本及び副本を提出しなければならない。 2 局長は、特例申請書が提出されたときは、消防用設備等特例申請処理簿(第6号様式。以下「特例申請処理簿」という。)

及び0Aシステムに必要事項を入力し、正本及び副本に別表分類(1)に定める受付印を押印するものとする。 3 [略] 4 局長は、申請を承認しないときは、特例申請処理簿に必要事項を記載し、消防用設備等特例不承認通知書(第8号様式)に特例申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。 (仮使用認定申請の処理) 第14条 局長は、建基法第7条の6第1項ただし書及び第18条第24項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請(以下「仮使用認定申請」という。)に関する書類の送付があったときは、仮使用認定申請処理簿(第9号様式)に必要事項を記載し、別表分類(1)の受付印を仮使用認定申請書に押印して受理するものとする。 2 [略] 3 局長は、前項の審査又は現地調査を行ったときは、仮使用認定審査書(第10号様式)により審査を行った結果を連絡票(第11号様式)により建築主事等に通知するものとする。 (着工届出書の処理) 第19条 署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第12号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。 2～3 [略] (着工届出書の提出指導) 第20条 [略] (1)～(11) [略] (設置届出書の処理) 第21条 [略]	及び0Aシステムに必要事項を入力し、正本及び副本に別表分類(1)に定める受付印を押印するものとする。 3 [略] 4 局長は、申請を承認しないときは、特例申請処理簿に必要事項を記載し、消防用設備等特例不承認通知書(第7号様式)に特例申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。 (仮使用認定申請の処理) 第14条 局長は、建基法第7条の6第1項ただし書及び第18条第24項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請(以下「仮使用認定申請」という。)に関する書類の送付があったときは、仮使用認定申請処理簿(第8号様式)に必要事項を記載し、別表分類(1)の受付印を仮使用認定申請書に押印して受理するものとする。 2 [略] 3 局長は、前項の審査又は現地調査を行ったときは、仮使用認定審査書(第9号様式)により審査を行った結果を連絡票(第10号様式)により建築主事等に通知するものとする。 (着工届出書の処理) 第19条 署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第11号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。 2～3 [略] (着工届出書の提出指導) 第20条 [略] (1)～(11) [略] (設置届出書の処理) 第21条 [略]
---	--

2 署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿(第13号様式)及びOAシステムに必要事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 [略]

(中間検査の実施)

第22条 [略]

2 [略]

(1)～(8) [略]

3 中間検査を行った場合は、中間検査表(第14号様式)に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。

(完成検査等の処理)

第23条 [略]

2 [略]

3 検査員は、設備等技術基準に適合していない場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)完成検査結果通知書(第15号様式。以下「結果通知書」という。)により関係者に通知するものとする。

4～6 [略]

(検査済証の交付)

第24条 署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、OAシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第16号様式)に必要事項を記録するものとする。

2 [略]

(検査済証の再交付)

第25条 署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第17号様式)を提出させ、再交付するものとする。

2 署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿(第12号様式)及びOAシステムに必要事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 [略]

(中間検査の実施)

第22条 [略]

2 [略]

(1)～(8) [略]

3 中間検査を行った場合は、中間検査表(第13号様式)に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。

(完成検査等の処理)

第23条 [略]

2 [略]

3 検査員は、設備等技術基準に適合していない場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)完成検査結果通知書(第14号様式。以下「結果通知書」という。)により関係者に通知するものとする。

4～6 [略]

(検査済証の交付)

第24条 署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、OAシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第15号様式)に必要事項を記録するものとする。

2 [略]

(検査済証の再交付)

第25条 署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第16号様式)を提出させ、再交付するものとする。

[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]	
第6号様式～第17号様式 〔略〕	第5号様式～第16号様式 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

届出者

住 所

氏 名

印

社会福祉施設等設置計画(変更)書

当防火対象物(事業所)の設置計画は下記のとおりです。

なお、今回報告した設置計画に変更が生じた場合はすみやかに報告いたします。

記

1 施設概要

防火対象物所在地

名 称

事業種別

福祉サービスの内容 ・入居 ・宿泊 ・入所 ・その他 ()

建物内の他の事業所(高齢者・福祉施設関連)→ 有(高齢者施設・障害者福祉施設等)・無

2 利用者の状況

(1) 高齢者施設

① 施設全体の定員又は宿泊サービス利用者(予定数)・・・()人

② 要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数(予定数)・・・()人

(2) 障害者福祉施設等

① 施設全体の定員数(予定数)・・・()人

② 障害支援区分4以上の者の数(予定数)・・・()人

③ 介助がなければ避難できない者(総務省令で定める者)の数(予定数)・・・()人

3 2の利用者の状況において、要介護状態又は障害支援区分の状態が重くなり、定員数を超すことがある場合、他の関連施設等における受け入れ態勢が取られている。

(有 ・ 無)

※ 上記2において、利用者の状況等について要介護状態等の割合が明確でない場合には、用途判定において(6)項口の判定といたします。

設置計画書留意事項及び用途判定基準

設置計画書留意事項

- (1) 実際に入居又は宿泊若しくは入所している人数(予定数)を記入してください。
- (2) (1)が明確でない場合は、届出等において関係部局に示した定員の予定数を記入してください。
- (3) (2)の届出がない場合には、施設の規模・利用形態が把握できる資料を添付してください。
- (4) 介助がなければ避難ができない者として総務省令で定める者については別紙を参照してください。

- ① 施設全体の定員数(予定数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・(人)
- ② (高齢者施設) 要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数(予定数)・・・(人)
- (障害者福祉施設等) 障害支援区分4以上の者の数(予定数)・・・・・・・・・・(人)
- ③ 介助がなければ避難できない者(総務省令で定める者)の数(予定数)・・・・・・(人)

用途判定及びスプリンクラー設備設置判定表

1 高齢者施設の場合

高齢者施設		要介護3以上	施設定員
②／①≥0.5 ⇒	(6)項口	(②人) / (①人) =	
②／①<0.5 ⇒	(6)項ハ		
用途判定			

2 障害者福祉施設等の場合

障害者福祉施設等		障害支援区分4以上	施設定員
②／①>0.8 ⇒	(6)項口	(②人) / (①人) =	
②／①≤0.8 ⇒	(6)項ハ		
用途判定			

3 障害者福祉施設等の場合で、(6)項口として判定された場合のスプリンクラー設置要否の確認

(6)項口部分の面積が275㎡以上である。	YES→スプリンクラー設置 NO→下記へ
-----------------------	----------------------

介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの判定		
③/① $> 0.8 \Rightarrow$	該当	(③ 人) / (① 人) =
③/① $\leq 0.8 \Rightarrow$	非該当	
スプリンクラー設置判定		スプリンクラーの設置を 要する ・ 不要である

[改正後 別記]

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)管理権原者（法人の場合は法人名及び代表者氏名）
住 所
氏 名
電話番号

社会福祉施設等設置計画（変更）書

当施設（事業所）の設置計画及び用途は下記のとおりです。なお、今回報告した設置計画に変更が生じた場合はすみやかに報告いたします。

記

1 施設概要（事業所）

所在地 _____
名 称 _____
事業種別 _____

- (1) 施設の概要【入居・宿泊・入所・一時預かり・通所・その他（ ）】
(2) 同一建物に他の社会福祉施設等があるか【あり / なし】

2 利用者の状況等

(1) 高齢者施設

- ① 施設全体の定員(予定数)【 人】
② 要介護状態区分3以上の者の数【 人】
③ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く)【あり / なし】
④ 事業者による福祉サービスの場となる食堂や共同浴室があるか【あり / なし】
⑤ (②要介護区分3以上の数) ÷ (①全体の人数)の商が【0.5以上 / 0.5未満】

○用途判定：③「なし」、④「なし」の場合はいずれも(5)項口とする。
③④が共に「あり」で⑤「0.5以上」の場合は(6)項口(②が1人の場合を除く)とする。
③④が共に「あり」で⑤「0.5未満」の場合は(6)項ハとする。
○スプリンクラー設備判定：用途判定が(6)項口となった場合は、スプリンクラー設備が該当する。

(2) 障がい者福祉施設等

- ① 施設全体の定員(予定数)【 人】
② 障害支援区分4以上の者の数【 人】
③ 介護がなければ避難できない者の数(予定数)【 人】
④ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く)【あり / なし】

- ⑤ 共同生活援助を行う施設で、サテライト型住居(本体住居との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の1室に単身で居住する形態)に該当する【サテライト型 / それ以外】
- ⑥ 居宅生活訓練事業を行う施設で、入居形態が単身で一般の共同住宅と変わらないものに該当する【単身で一般 / それ以外】
- ⑦ (②障害区分4以上の人数) ÷ (①全体の人数)の商が【0.8を超える / 0.8以下】
- ⑧ (③介助がなければ避難できない者の人数) ÷ (①全体の人数)の商が【0.8を超える / 0.8以下】
- ⑨ 福祉施設部分の面積が【275㎡未満 / 275㎡以上】

○用途判定：④「なし」、⑤「サテライト型」、⑥「一般で単身」の場合はいずれも(5)項ロとする。
 ⑦「0.8を超える」の場合は(6)項ロ(ただし、①が1人の場合を除く)とする。
 ⑦「0.8以下」の場合は(6)項ハとする。
 ○スプリンクラー設備判定：(6)項ロと判定され、⑧「0.8を超える」、または⑨「275㎡以上」の場合は、いずれもスプリンクラー設備が該当する。

(備考)

- 月に5日以上宿泊や短期入所(居)がある施設は、施設概要で「宿泊」「入所(居)」とすること。
- 施設全体の定員数(予定数)が未定の場合は、居室面積に7.43㎡を除いて算出すること。(端数切捨て)
- 福祉サービスとは、食事の提供、清掃や洗濯等の家事援助、食事・入浴・排せつの介助等をいう。
- 上記判定基準は、計画事業所部分のみを対象としており、建物全体の面積や用途によって新たに消防用設備等が必要になる場合があります。
- 上記判定基準で用途等の判定ができない場合、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ態勢等を基に、全体の火災危険性を勘案して消防側と協議すること。
- 「介助がなければ避難できない者(総務省令で定める者)」とは次によること。

〈認定調査項目〉網掛け部分のいずれかに該当する者が、介助がなければ避難できない者とする。

移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要
移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要
危険認識	支援が不要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
説明理解	理解できる	理解できない	理解できているか判断できない	
多動・行動停止	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
不安定な行動	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要

〈認定調査項目以外の確認方法〉

- 障がい児入所施設は、「乳児」「幼児」「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていない者」が、介助がなければ避難できない者とする。
- 認定調査項目で確認ができない施設は、福祉部局および消防側と協議すること。

※下記の欄には記入しないでください。

社会福祉施設等設置計画(変更)書に基づき下記のとおり判定しました。
 ◇対象物(事業所)用途
 ※用途判定につきましては、事業概要(要介護状態等)に変更等がある場合には、用途が変更になることがあります。

[改正前 別記]
第5号様式(第11条関係)
様

那覇市消防局長

社会福祉施設等用途判定結果通知書

社会福祉施設等設置計画(変更)書に基づき下記のとおり判定しました。

記

- 1 対象物（事業所）所在地 _____
- 2 対象物（事業所）名 称 _____
- 3 対象物（事業所）用 途 _____

- ☐ 用途判定につきましては、事業概要（要介護状態等）に変更等がある場合には、用途が変更になることがあります。
- ☐ 用途の変更に伴い、防火管理者の選任又は消防用設備等（スプリンクラー設備・火災通報装置）の設置が義務付けられることがあります。
- ☐ 利用者の状況等について要介護状態等の割合が明確でない場合には、(6)項ロの判定といたします。

※上記の内容を理解し、用途判定に（ 同意する 同意しない ）

年 月 日

法人名 _____

代表者 _____ 印

那覇市消防局訓令第2号
令和3年1月19日
公 表 済

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令

那覇市消防水利規程（平成26年4月1日消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(消防水利の種類) 第2条 消防水利の種類は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>防火水そう</u> (3)～(7) [略] (消防水利の適合基準) 第3条 消防水利(消火栓は除く。)の適合条件は、次のとおりとする。 (1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>可能な</u>ものであること。 (2) <u>消防車</u>が容易に接近でき、安全確保ができること。 (3)～(5) [略] (消防水利の配置) 第4条 <u>消防水利は、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号及び第2号に規定する市街地及び準市街地の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)別表に掲げる数値以下になるよう設けなければならない。</u> 2 <u>市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設けなければならない。</u> 3 <u>前2項に定める消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないように考慮しなければならない。</u> (水利調査) 第8条 [略]	(消防水利の種類) 第2条 [略] (1) [略] (2) <u>防火水槽</u> (3)～(7) [略] (消防水利の適合基準) 第3条 [略] (1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>給水能力を有する</u>ものであること。 (2) <u>消防ポンプ自動車</u>が容易に接近でき、安全確保ができること。 (3)～(5) [略] (消防水利の配置) 第4条 <u>消防水利の配置は、消防水利の基準(平成26年消防庁告示第29号)第4条の規定を適用する。</u> (水利調査) 第8条 [略]

2～4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水そう等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長 ㊞

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう</u> ・プール その他()
[略]	

第2号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう</u> ・プール その他()
[略]	

第3号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう</u> ・プール その他()
[略]	

第4号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長 ㊞

[略]

2～4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水槽等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長 ㊞

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽</u> ・プール その他()
[略]	

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽</u> ・プール その他()
[略]	

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽</u> ・プール その他()
[略]	

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長 ㊞

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう・プール</u> その他()
[略]	

第5号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長

印

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう・プール</u> その他()
[略]	

第6号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう・プール</u> その他()
[略]	

第7号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

第8号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[第9号様式 別記]

[第10号様式 別記]

[第11号様式 別記]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u> その他()
[略]	

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長

印

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u> その他()
[略]	

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u> その他()
[略]	

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[第9号様式 別記]

[第10号様式 別記]

[第11号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

[改正前 別記]

第9号様式(第8条関係)

防火水そう等水利調査報告書

(平成 年 月 日)

署所名		調査時間	時 分 ～ 時 分			
隊長名	印	調査人数	人	車両名	号車	
防火水そう等の番号						
防火水そう等の所在地						
場所は容易に確認出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
車両の接近は容易に出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
漏水は無い。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
土砂等の混入は無い。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
蓋の開閉は容易に出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
蓋及び蓋枠に損傷等はない。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
高低差により吸水に支障はない。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識はある。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識に損傷等はない。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識の位置が移動していない。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
備考						

注) 防火水そう等とは、防火水そう及び指定水利をいう。

[改正後 別記]

第9号様式(第8条関係)

防火水槽等水利調査報告書

調査年月 年 月

署所名		第 警備		所属長名 (報告者)		合計件数	件
日	防火水槽 (番号)	所在地	設置 場所	障害区分	標識状況	調査結果内容(備考)	

※防火水槽等とは、防火水槽及び指定水利をいう。

[改正前 別記]

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

調査年月日 平成 年 月 日

署所名		調査員名	
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ϕ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

調査年月日 年 月

[illegible]

[改正前 別記]

第11号様式(第9条関係)

消防水利取水量報告書

(平成 年 月)

署所名		報告期間		月 日 ～ 月 日			
月 日	使用水利	水利番号 登録番号	ノズル口径	ノズル圧	放水時間	放水量	使用理由
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
	消火栓 防火水槽	H 号	mm	MPa	分	m ³	
合 計	消火栓 防火水槽				分	m ³	

放水量は、小数点3位以下は四捨五入し、2位までを記入する。

使用理由は、火災（建物・林野・船舶・航空機・その他）又は訓練・給水・その他を記入する。

[改正後 別記]

第11号様式(第9条関係)

消防水利取水量報告書

報告年月

年 月

[illegible]

※1：取水量の合計は、小数点第1位を切り上げて記入する。

※2：使用理由は、火災(建物・林野・船舶・航空機・その他)又は訓練・防火水槽補給・その他を記入する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 41 号
令 和 3 年 1 月 19 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 530 号
指定工事店名	兼堅設備工業
営業所所在地	沖縄県うるま市字兼箇段1399番地 1
代表者氏名	兼堅 隆
有効期間	自 令和3年1月12日
	至 令和7年3月31日

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

令和3年2月1日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和2年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和2年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査）

第3 監査の対象

工事監査実施要領（平成29年3月27日監査委員決定）及び令和2年度定期監査（工事監査）実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上（令和2年9月11日時点）で、令和2年11月18日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等58件の中から以下の3件を選定した。

- 令和2年度 久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事(その2)
- 宇栄原小学校屋内運動場等改築工事（建築）
- 令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道(雨水)工事

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項第3工事監査等の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 計画について

- (1) 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- (2) 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- (3) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

2 設計について

- (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (2) 法令等に適合した設計となっているか。
- (3) 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- (4) コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (5) 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

3 積算について

- (1) 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (2) 歩掛及び単価は適正か。
- (3) 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

4 契約について

- (1) 契約の方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約締結は適正か。

5 施工及び現場調査について

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- (2) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- (3) 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- (4) 法令等を遵守して施工されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- (7) 現場の安全管理は適切に行われているか。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- (10) 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11月16日から18日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和2年9月25日から令和2年12月25日まで
- 2 日 程
 - (1) 令和2年11月16日・午後～同年11月17日・午前（書類審査）
 - (2) 令和2年11月17日・午後～同年11月18日・午前（現場調査）
 - (3) 令和2年12月18日 監査委員協議（弁明等の聴取については、那覇市監査委員監査基準第19条により実施しないことを決定）
 - (4) 令和2年12月25日 監査の結果に関する報告の決定
- 3 場 所 監査会議室（本庁舎12階）、各監査対象工事現場

第7 監査の結果

- 1 対象工事全体について
 - (1) 関係書類を審査し、説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様に

ついて整合性を検査した結果、おおむね適正である。

(2) 積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及びプレキャスト式雨水地下貯留施設技術マニュアル、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）並びに沖縄県の実施設計単価表及び営繕工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。

(3) 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

各工事の監査結果については、次の「2 各工事について」で述べるとおりである。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

2 各工事について

○令和2年度 久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事(その2)

(1) 工事担当所管部署

都市みらい部 道路建設課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市久茂地1丁目地内

イ 背景と工事内容

市道久茂地7号は、沖縄県道39号線と那覇市道久茂地前島線を結ぶ、延長約105mの道路であり、路線終点側の久茂地川上には旧甲辰橋が架かっていた。周辺には沖縄県庁、那覇市役所等の官公庁や、パレットくもじなどの大型商業施設、モノレール県庁前駅等があり、地域住民や観光客等にも多く利用されている路線である。

旧甲辰橋は、1959年（昭和34年）に建設された橋長21mのコンクリート橋であったが、架橋後60年以上が経過し、コンクリートが剥落するなど劣

化が進んでいた。また、歩道幅が 1.2m と狭く、傘をさした歩行者や荷物を
持った歩行者が容易にすれ違えないなど、歩行者の安全・安心な通行にも支
障を来していた。

そのため、旧橋を撤去し有効幅員 3.5m の歩道を両側に有する新橋に架け
替えることによって、歩行者の安全性・快適性を確保すると共に、賑わいや
魅力ある街づくりの一助とするものである。

なお、久茂地 7 号(甲辰橋)橋梁整備工事の全体の完成は令和 4 年度を予定
している。

本工事の主たる概要は以下のとおりである。

土 工 1 式

橋台工

逆 T 式橋台 (高さ 5 m 未満) $V=104\text{m}^3$

基礎工

深礎基礎工 (A 工法) 杭径 $\phi 2.0\text{m}$

杭長 $L=8.0\text{m}$ [杭本体長] + 2.5m [空堀長] $n=3$ 本

(※ A 工法とは、人力で掘削し機械で排土する方式を指す)

土留め締切工

H 形鋼打込み (プレボールリング工法) $\phi 450$ $n=17$ 本

切梁・腹起し設置 $W=4.9\text{t}$ 、横矢板設置 $A=102\text{m}^2$

大型土のう工 $n=24$ 袋

仮設工

汚濁防止フェンス $L=14\text{m}$

工事用作業構台

覆工板設置 $A=98\text{m}^2$ 、上部工架設 $W=14.5\text{t}$

高欄設置 (単管パイプ型) $L=14\text{m}$ 、杭橋脚設置 $W=1.4\text{t}$

撤去復旧工

舗装版切断 $L=30\text{m}$ 、舗装版破碎 $A=108.5\text{m}^2$

転落防止柵撤去 $L=10.7\text{m}$ 、排水構造物取壊し $L=21.3\text{m}$

区画線消去 $L=60\text{m}$ 、信号機撤去 $n=2$ 本

街灯撤去 $n=1$ 本、殻 (As) 運搬処分 $W=12.2\text{t}$

ウ 工事請負会社

株式会社 郷建設

エ 設計業務委託

株式会社 アークスタッフ

オ 工事監理

株式会社 アークスタッフ

カ 当初工期 令和 2 年 8 月 27 日 ~ 令和 3 年 2 月 22 日 (180 日間)

変更工期 工期変更無し

キ 事業費

設計額 59,246,000 円 変更設計額 変更無し

請負額 59,070,000 円 変更請負額 変更無し

予定価格 59,246,000 円

落札率 99.7%

ク 工事進捗率

実施進捗率 5.0%（計画進捗率 43.3%）10 月末現在

(3) 総 評

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果、全般にわたり合理的な設定及び判断がなされており大きな問題点はなかったが、沖縄県土木工事共通仕様書記載のマスコンクリート施工時の温度応力解析及びその結果に基づくコンクリート打設計画がなされていないなどの課題があった。また、設計委託業務計画書や設計報告書の記載内容に若干の不備が認められた。

本工事は、深礎杭工事において地盤改良が必要となったため、その検討や準備に多くの日数を要し、予定工程より大幅に遅れを生じている。

今後、工期変更が必要となると思われるが、現場が安全を軽視した無理な施工を行わないよう、適切な工期を設定することが重要である。また、地盤改良を行うとはいえ、軟弱な地質での深礎杭工事となる。深礎掘削時には計画どおりの地盤改良効果が出ていることを確認し、厳重な安全管理体制の下で工事を行うよう、強く指導監督されたい。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述した。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画、調査及び設計について

事業の背景は前述したとおりであり、旧橋梁の老朽化、歩行者の安全確保、地域活性化などの観点から、本事業計画は妥当である。

調査・設計業務の委託契約に当たっては、那覇市の基準に基づいて、制限付一般競争入札で実施されており、2 者が応札した結果、最低価格を提示した株式会社アークスタッフに決定している。業務委託契約に至る一連の手順は適切であり、これらの記録も全て整理、保管されている。

本設計に従事した管理技術者の保有資格は「技術士（建設部門）」、照査技術者は「技術士（総合監理部門・建設部門）」であり、共に那覇市の求める資格要件に適合している事を確認した。

本橋梁の設計は、平成 29 年度基本設計業務委託において実施した交通量調査に基づき、一日の交通量を 4,000 台以上 10,000 台未満とし、道路規格 [第 4 種第 2 級]、設計速度 [40km/h]、設計活荷重 [B 活荷重]、橋の重要度区分 [A 種の橋] として、以下の仕様書等に基づき実施しており、これら

を基に、橋台の構造・設置位置、基礎構造、上部工構造、桁端部構造、支承構造、迂回路仮橋架橋位置等に関してそれぞれ複数案を比較検討した上で、機能性、経済性、施工性に対して総合的に最も優れた本案に決定している。これら決定プロセスは適正であり、十分な検討が行われている。

- ・土木設計業務等共通仕様書（平成 30 年）沖縄県土木建築部
- ・測量業務等共通仕様書（平成 30 年）沖縄県土木建築部
- ・土木工事設計要領共通編（平成 29 年）沖縄県土木建築部
- ・土木工事設計要領道路編（平成 30 年）沖縄県土木建築部
- ・道路橋示方書・同解説 I～V（平成 29 年）日本道路協会
- ・杭基礎設計便覧（平成 27 年）日本道路協会
- ・コンクリート標準示方書 設計編、施工編、基準編（平成 29 年）土木学会

なお、橋梁の支承条件は地震時に液状化の恐れがある A 2 側を固定端とし、より地盤条件の良い A 1 側を可動端とするなど、一般的な考え方とは逆の設計となっている（地震時水平力等の、上部構造からの荷重を主に負担する固定端は、通常、地盤条件等の有利な方に設定する）。その設定根拠を確認したところ、地盤条件的には A 1 側を固定端とすべきではあるが、A 1 橋台はモノレール基礎や下水道幹線に近接しているため、「橋梁設計マニュアル（案）（平成 29 年） 沖縄県土木建築部」に基づき、敢えて A 1 を可動端、A 2 を固定端として設計したとの説明があった。

また、新設護岸の構造に関しては、上下流側既設護岸構造との関係上、本工事における護岸の根入れを計画河床から 1.0m とせず、既設部同様、前面に護床工を設置することとしている。

そのほか、深礎杭における杭頭結合部鉄筋長、深礎杭とフーチング結合部の鉛直・水平方向押抜きせん断、深礎ライナープレート、橋台支承部縁端距離、計画高水流量に対する桁下余裕高などの設計内容について確認したが、これらの検討過程並びに判断は合理的且つ適正である。

設計照査は業務計画書記載どおり 3 回実施されており、照査報告書の内容も適切である。なお、本業務内容は業務カルテ「TECRIS」に登録されていることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

当初契約時の履行期間は平成 30 年 10 月 17 日～平成 31 年 3 月 29 日の 164 日間であったが、令和元年 10 月 31 日までの 380 日間に変更している。

変更理由は、信号機の設置や車両停止線位置、路線線形、勾配、市道久茂地前島線への接道等に関し、警察や沖縄県南部土木事務所との協議に相当の日数を要しているが、これらの問題点は、基本設計時点に、ある程度解決しておく必要がある。

(4) 指摘事項等（注意事項）

本業務では橋梁の設計等に電子計算機プログラムを使用しているが、業

務計画書や報告書には、ソフト名やバージョン、開発者（販売会社）名、適用仕様書、解析理論等の記載がないため、計算結果（アウトプット）が正しく計算されたものかどうかの判断が出来ない。

土木設計業務等共通仕様書第 1209 条 設計業務の条件には、「電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。」とあり、設計業務委託時には、業務計画書や設計報告書にこれらの記載が有り、プログラムの内容が、基準書類に適合していることを必ず確認されたい。

イ 歩掛及び単価について

歩掛は「土木工事標準積算基準書（共通編）、同（河川編）、同（道路編）（令和 2 年度）沖縄県」、単価は「実施設計単価表（令和 2 年 4 月）沖縄県土木建築部」を用いて積算している。なお、価格刊行物を参照する場合は 2 誌（建設物価及び積算資料）の平均値を、見積りを採用する場合は 3 者以上から徴し、異常値を除いた価格において、材料費は平均値、施工費は平均値直下の見積りを採用しており、市の基準（沖縄県土木建築部における資材単価の決定要領）に基づいた適切な歩掛及び単価の設定がなされている。

ウ 積算について

積算是那覇市の積算システムを用いて実施されている。直接工事費に係る細部の内容確認はできなかったが、本工事内訳表記載の共通仮設費「運搬費（積み上げ分） 1,237,950 円」の内訳について確認したところ、H 形鋼や覆工板などの鋼材運搬費、質量 20 t 以上の建設機械運搬費等であるとの説明を受け、且つ数量計算書により適切な積算がなされていることを確認した。

エ 設計図及び特記仕様書について

設計図は適切に作成されており、問題点は認められない。工事特記仕様書には、本工事を施工する上での注意事項や施工上の各種条件等が明確に記載されており、十分な内容であるが、次の点について要望しておく。

（7）指摘事項等（要望事項）

「12 その他 19) 主任技術者または監理技術者の資格要件」において、「主任技術者または監理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。」として、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士」を挙げているが、監理技術者になれるのは、国家資格 1 級の保有者に限られる。誤った解釈をされないよう、主任技術者と監理技術者を分けて記載されたい。

なお、本工事においては監理技術者として 1 級土木施工管理技士資格保有者が選任されており問題はない。

オ 工事の入札及び契約について

制限付き一般競争入札を行ったが、応札者がなかったため 3 者から見積りを徴した上で、最低額を提示した株式会社 郷建設と随意契約を締結してい

る。予定価格に対し 99.7%の契約額となっている。契約に際しては履行保証、建退協掛金収納書、主任（監理）技術者届、現場代理人届等、必要な書類は全て提出され、整理・保管されている。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

本工事の進捗率は約 5 %（予定 43.3%）であり、監査当日現在、本格的な工事の着工は行われていない。これは当初の予想より地盤条件が厳しく、深礎工法による基礎掘削が困難であるとの判断から、深礎杭周囲の地盤改良の検討等に時間を要していることが原因であるとの説明を受けた。

(7) 指摘事項等（要望事項）

工事がほぼ未着工のため、実際の施工管理状況は確認できなかったが、工程がひっ迫している状況においては、工事の進捗を早めるために、安全面を軽視した無理な施工に繋がりがやすい傾向がある。施工再開後は、安全管理を最優先とした、適切な施工管理を実践するよう指導監督されたい。

(4) 指摘事項等（注意事項）

沖縄県土木工事共通仕様書には、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法などについての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。」と規定されている。従って施工計画書には、安全、品質、工程等の各種管理や施工方法が多方面から検討された、具体的な内容が記載されていなければならない。

したがって、「提出」するとは、受注者が監督職員に対してその内容を十分説明した上で差し出すことであり、説明時に記載内容に不足や間違いがあれば監督職員は、修正・加筆させるなど、施工計画書受理時に訂正するよう指導する必要がある。

また、今回施工計画書記載内容には以下のような不備があり、是正するよう指導監督されたい。

- a 「必要な間隔にスペーサーを配置する」と記載されている。スペーサーの形状・寸法、配置計画等を具体的に記載すること。（深礎基礎工）
- b 「所定の場所に搬出する」と記載されている。不法投棄に繋がらないよう、搬出場所を具体的に記載すること。（土工・残土処理）
- c 「保安施設等で明確に区切り」と記載されている。保安施設の種類、設置位置等を具体的に記載すること。（第三者災害防止）
- d 「舗装は吸塵式アスファルトカッターで切断し、建設汚泥として運搬・処理する」と記載されている。乾式カッターの場合、ガレキ類として適正に処理する必要があるので具体的に記載すること。
- e 安全管理組織表に「総括安全衛生管理者」との記載が有るが、「統括安全衛生責任者」の間違いである。正しく記載すること。

f クレーンの安定検討が記載されていない。鋼材吊上げ時などの、実際の作業半径と吊荷重に基づいた安定検討を行い、施工計画書に記載すること。

イ 工程管理

前述したように工事の着工が大幅に遅れており、工期の見直しが必要となっているが、当初の工期（180日間）の決定に当たっては、担当者が一日当たり施工量等を勘案した、概略工程表を作成した上で算出されており、適切な工期設定がなされている。

ウ 品質管理

コンクリート、鉄筋、ライナープレート等、主要材料の品質証明は全て整っており、適切な管理がなされているが、次のとおり改善を要する点がある。

(7) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書の「品質管理計画」は、コンクリート工事に関して発注者が定めた規格値や試験基準などの表を添付しただけであり、施工者としての品質管理計画が記載されていない。施工者には、発注者が定めた要求品質を満足させるための、具体的な施工方法や管理方法などを検討・記載するよう指導監督されたい。

エ 出来形管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

監査当日現在、本格的な工事は未着工であり、出来形管理状況は確認できなかったが、施工計画書には、品質管理同様、発注者が定めた管理基準表が添付されているだけであり、仕上がり寸法や精度を満足させるための具体的な施工方法や管理方法を記載するよう指導監督されたい。

オ 安全管理

本工事は本格的な工事は未着工であり、現場における安全管理を確認することはできなかった。

施工計画書は、河川上の狭隘な場所での作業に対する対策や、モノレール事業者との調整など、本工事特有の安全対策が記載されているが、次のとおり改善を要する点がある。

(7) 指摘事項等（注意事項）

「モノレール軌道下で大型クレーンを使用する」と記載されているが、クレーン作業時の安定検討に関する記載がない。施工計画書記載内容でも触れたが、万一のクレーン転倒事故を未然に防止するため、十分な検討を行い施工計画書に記載するよう指導監督されたい。

また、本格着工後は、転落・墜落等の災害を防止するため、適切な手摺、昇降設備、親綱等が設置されていることを確認・指導監督されたい。

カ 工事監理

(7) 指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・

無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

キ 設計変更

深礎杭掘削時の地山安定を図るため、地盤改良工を検討中である。地質状況に合わせて、施工中の安全並びに品質を確保するために必要な変更であり、内容は適切である。検討が終わり次第、適切な変更手続きを行われたい。

(6) その他

ア 施工者による設計内容照査について

「沖縄県土木工事共通仕様書」によれば、受注者は設計図書の照査を行い、設計図書の誤謬・脱漏などがあった場合には監督職員に通知し、確認を請求しなければならないとの規定がある。本工事においては、施工者はこれに基づいて設計内容を照査し報告していることを確認した。

イ 工事調整会議（三者会議）について

(7) 指摘事項等（要望事項）

「工事調整会議」により、工事着手前に発注者、設計者、施工者が一堂に会して、当該工事の施工上の留意点や問題点、設計の前提条件などの課題を共有することは、公共建造物の品質確保、施工の安全確保、相互の技術力向上などの面からも大変意義のあることである。

本工事においては開催されていないが、工事の難易度等を勘案の上、工事調整会議の開催を施工者の判断のみに委ねることなく、積極的に推進されたい。

ウ マスコンクリートへの対応について

沖縄県土木工事共通仕様書には、マスコンクリート構造物に対する受注者が行うべき内容が記載されており、施工計画並びに現場での綿密な対応を求めている。しかし、受注者独自でマスコンクリート温度応力解析を行い、解析結果に基づいて各種対策を立案・実施することは容易ではないと思われる。

現状では発注者が求めている適切な管理がなされないまま、マスコンクリート工事が施工されることに繋がりがねないため、以下の点について発注者や設計者としての対応を検討されたい。

(7) 指摘事項等（要望事項）

- a 受注者が外部に依頼するための経費を技術管理費等に計上し、解析・対策立案の実施を特記仕様書に記載すると共に、施工計画書に明記させること。
- b 設計業務に温度応力解析や解析結果に基づく施工計画等を含めて委託し、解析の前提条件、結果と対応策等を工事調整会議において施工者に伝達すること。
- c 普通ポルトランドセメントを中庸熱ポルトランドセメントに変更すること。

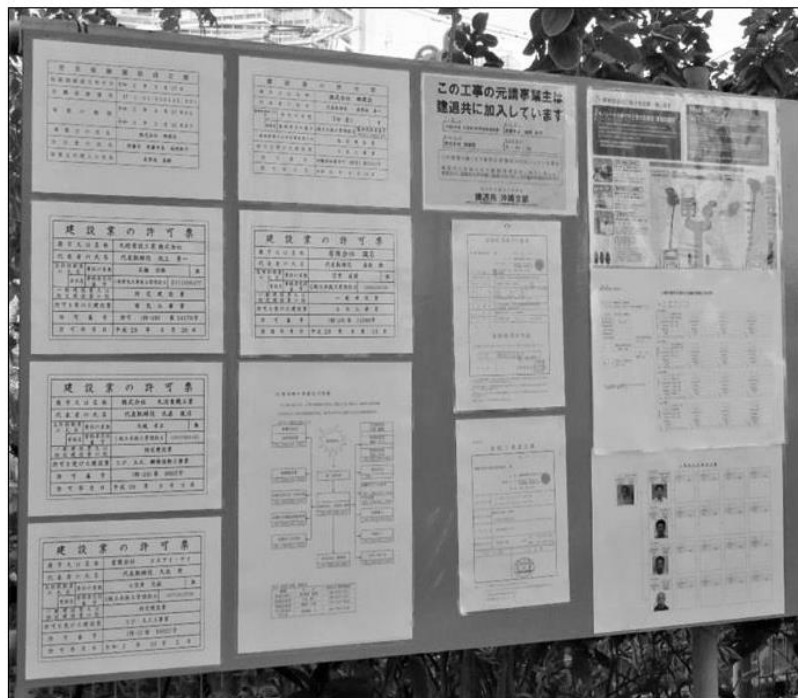
(7) 現場調査



A1 橋台施工箇所の状況



汚濁防止フェンス



現場掲示物



完成予想図・工事工程

○宇栄原小学校屋内運動場等改築工事（建築）

(1) 工事担当所管部署

生涯学習部 施設課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市小禄 1066 番地

イ 背景と工事内容

那覇市立宇栄原小学校は昭和 47 年に開校した。その後昭和 53 年に体育館が完成し、以来 40 年以上にわたって、児童達の体育教育や部活動などに活用されてきた。しかし建築後 40 年以上が経過し、先に実施された建物の耐力度調査においても「危険建物」と診断されるなど、児童達の安全で良好な教育環境を確保することが困難となったため、早急な対応が求められていた。そのため、体育館の建て替え並びに児童クラブ（学童保育施設）を併設することが決定された。

なお、新体育館（屋内運動場・学童保育施設）の完成は、令和 3 年 1 月末を予定している。

本工事の主たる概要は以下のとおりである。

建築用途	小学校
建築面積	1,540.83 m ²
延床面積	1,364.81 m ²
各階床面積	
1 階	1,259.39 m ²
2 階	105.42 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
杭 工 事	
φ 400mm (550mm) ～ φ 500mm (650mm) 節杭 n=49 本	

ウ 工事請負者

佐平建設・正吉建設共同企業体

エ 設計業務委託

設計集団閃・設備研究所共同企業体

オ 工事監理

設計集団閃・設備研究所共同企業体

カ 工事施工期間

令和元年 12 月 2 日から令和 3 年 1 月 29 日（425 日間）（工期変更無し）

キ 事業費

設計額 471,240,000 円 変更設計額 484,220,000 円

請負額 471,240,000 円 変更請負額 484,220,000 円

予定価格 471,240,000 円

落札率 100.0%

ク 工事進捗率

実施進捗率 79.6%（計画進捗率 81.0%） 10 月末現在

(3) 総 評

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果、全般にわたり合理的な設定及び判断がなされており大きな問題点はなかった。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述した。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画、調査及び設計について

事業の背景は前述したとおりであり、旧体育館の老朽化、児童の安全確保、児童保育の重要性等の観点から、本事業計画は妥当である。

設計業務の委託契約に当たっては、那覇市の基準（過去の学校関係設計実績等）に基づいて、建築設計、設備設計各 10 者による指名競争入札で実施されており、それぞれ最低金額を提示した 2 者による共同企業体に決定している。なお、予定価格は 46,688,400 円、決定価格は 44,820,000 円（落札率 96.0%）であった。

これら業務委託契約に至る一連の手順は適切であり、記録も全て整理、保管されている。

本設計に従事した管理技術者の保有資格は「一級建築士」であり、意匠、構造、設備等の担当技術者も、それぞれ那覇市の要求する資格保有者であることを確認した。なお、本業務は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）へ登録済である。

本建物の設計に当たっては、以下の仕様書等に基づき実施している。

- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（平成 28 年）国土交通省
- ・建築設計基準（平成 26 年）国土交通省
- ・建築構造設計基準（平成 25 年）国土交通省
- ・建築構造設計指針（平成 21 年）文部科学省
- ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（平成 28 年）国土交通省
- ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（平成 28 年）国土交通省
- ・鉄筋コンクリート構造計算規定・同解説（平成 30 年）日本建築学会
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準（平成 28 年）国土交通省

また、以下の工夫、配慮等がなされている。

- ・柱や梁をバランスよく配置することで応力の分散を図り、部材寸法を極力小さくする、部材やサイズを出来るだけ統一して材料費や施工費を低減するなどの設計上の工夫を行っている。
- ・敷地西側の住宅地域に対する圧迫感を極力低減するため、屋根の曲率半径を出来るだけ大きくする、アリーナの西日対策として、建物の軸を

東西方向とした上で、西側の壁に沿ってステージを配置するなど、周辺環境並びに利用者への配慮が払われている。なお、アリーナ内各種球技コートは南北軸となっており、適切な配置計画となっている。

・トイレ洗浄水などに雨水を利用した中水を活用するなど、環境への配慮もなされている。

ボーリング柱状図によれば、建設地の地質は、上部から「島尻層起源粘性土による埋土」「島尻層群強風化泥岩」「島尻層群風化砂岩」「島尻層群砂岩」等となっている。また、支持層となる島尻層群砂岩までの深さは 8 m～14m とまちまちであり、造成前の旧地形形状を反映しているものと思われる。これらの調査結果を基に、基礎の設計においては「セメントミルク工法」「プレボーリング兼用最終打撃工法」「小口径鋼管杭圧入工法」「セメント柱状改良工法」を比較検討し、騒音・振動、施工性、経済性等を総合的に評価した結果、「セメントミルク工法」を採用しており、妥当な判断である。

なお、本建築における意匠並びに構造設計上の主な配慮事項は以下のとおりである。

【意匠設計】

- (ア) 本建物は緊急・災害時の指定避難所としても活用するため、「多くの人が使いやすい建物を」というユニバーサルデザインの考えを導入し、バリアフリー、オストメイト対応トイレ等を設置した。
- (イ) 下地材、接着剤、仕上げ材、塗料等の等級は F☆☆☆☆ (エフフォースター) とすることで、シックハウス対策を行った。
- (ウ) 維持管理に配慮し、高位置照明には LED を採用した。
- (エ) 渡り廊下を利用し、校舎からのスムーズな動線を確保した。

【構造設計】

- (ア) 柱と屋根鉄骨の接合方法を剛結合とし、部材の軽量化を図った。
- (イ) 基礎はセメントミルク杭基礎工法を採用し、支持力の確保並びにコスト削減を図った。
- (ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建設コスト、耐久性、施工性等を比較検討し、総合的に最も有利な鉄筋コンクリート造と鉄骨造の併用案を採用した。

以上のように、意匠・構造共に検討過程並びに判断は合理的且つ適正であり、十分な設計上の配慮がなされている。

なお、構造設計に用いたプログラムは「Super Build/SS7 (国土交通大臣認定無し)」であり、構造計算適合性判定を実施している。

イ 歩掛及び単価について

歩掛は「建築工事積算基準 (平成 29 年) 沖縄県土木建築部」、単価は「営繕工事標準単価表 [建築工事] (令和元年) 沖縄県土木建築部」を用いて積算している。なお、価格刊行物を参照する場合は 2 誌 (建設物価及び積算資料)

の平均値を、見積りを採用する場合は3者以上から徴し、異常値を除いた最低価格を採用しており、適切な歩掛及び単価の設定がなされている。

ウ 積算について

上記基準を基に積算システムを用いて実施されている。なお、数量は「公共建築数量積算基準（平成29年）国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修」に基づいて算出されている。

エ 設計図及び特記仕様書について

設計図は適切に作成されている。工事特記仕様書には、本工事を施工する上での注意事項や施工上の各種条件などが明確に記載されており、十分な内容である。

オ 工事の入札及び契約について

契約に際しては契約保証、建設工事保険、建退協掛金収納書、主任（監理）技術者届、現場代理人届等、必要な書類は全て提出され、整理・保管されている。また、工事实績情報システム（CORINS）への登録も正しく行われている。

（7）指摘事項等（要望事項）

自主結成による特定建設工事共同企業体（2社JV）による制限付き一般競争入札を行ったが、応札者は1者であった。結果として予定価格どおりの契約額となっている。1者入札を否とするものではないが、適切な競争原理が働くよう工夫されたい。

（5）着手後の技術調査について

ア 施工管理

監査当日現在の進捗率は80.4%であり、ほぼ予定工程どおりの状況である。現場は、調査時点において設計図書とおりに出来上がっている。屋根鉄骨や床面、壁面などの仕上がりも良好であり、目視確認できる範囲において不具合箇所は見受けられない。

また、本工事においては、第1回工程会議において工事調整会議（三者会議）を開催し、設計の前提条件や施工上配慮すべき事項などを共有したとの説明を受けた。

建築工事における施工計画書は「総合施工計画書」の他、工種毎に作成するのが通例である。今回の工事監査ではそれら全ての内容を確認することはできなかったが、本工事においては「総合施工計画書」を含め、「土工事」「杭工事」「鉄筋工事」「コンクリート工事」「鉄骨工事」など、26工種を随時作成・提出することとなっている。

（7）指摘事項等（注意事項）

施工体系図に記載された「総括安全衛生責任者」は「統括安全衛生責任者」の間違いである。関係法令上の文言のとおり、正しく記載するよう指導監督されたい。

イ 工程管理

当初の工期（425 日間）の決定に当たっては、設計者が作成した概略工程表を基に、担当者が類似工事も参考にしながら設定しており、適切な工期設定がなされている。

現場の進捗状況もほぼ工程どおりであり、適切な工程管理がなされている。

ウ 品質管理

コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭、ボルト等、主要材料の品質証明は全て整っており、適切な管理がなされている。

また、防水工事及び塗装工事の三者保証（元請・実施者・製造者連署）、工種毎の技能士従事状況（本人が現場で証明書を保持した写真）、杭先端部地質（島尻層砂岩）確認状況、配筋検査状況、コンクリート養生（暑中コンクリート対策）、杭頭部補強筋取り付け（NCP 工法）における締付トルク管理、鉄骨超音波探傷検査等を確認した結果、全て適切に管理されている。

エ 出来形管理

杭偏芯状況、基礎寸法、鉄骨寸法等、基準値内で正確に施工・管理されている。

オ 安全管理

現在まで無事故・無災害で経緯している。施工者による安全管理、監督員による適切な指導が実践されている。現場においても足場や昇降設備などが適切に設置されており、労働基準監督署への届け出も行われていることを確認した。

建物北西部が道路境界と近接しており、万一の飛来落下物等による学童や第三者への被害を防止するため、延長 20mにわたり仮設アーケードを設置し、安全を確保している。

また、SDS（Safety Data Sheet）を活用して、化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、関係者が共有した上で作業に従事しており、適切な安全管理が実践されている。

（7）指摘事項等（要望事項）

VOC 測定はパッシブ法にて来年 1 月に実施するとの説明を受けた。パッシブ法は VOC 濃度の 24 時間平均値が得られるが、児童の施設利用時間に合わせ、VOC 放散が最大となる午後 2～3 時にアクティブ法で測定することも視野に検討されたい。

カ 工事監理

現場並びに書類調査の結果、出来形・出来栄え・精度共に良好である。

また、工事の主要な段階での現場立会も計画どおり実施されており、結果の記録も確認が出来る状態で保管されている。

（7）指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・

無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

キ 設計変更

工事着手後に実施した追加ボーリング調査により、正確な支持層深度を確定した上で、杭長を変更している。これら一連の調査並びに変更内容は適切である。

(6) その他

ア 工事調整会議（三者会議）について

「工事調整会議」により、工事着手前に発注者、設計者、施工者が一堂に会して当該工事の施工上の留意点や問題点、設計の前提条件などの課題を共有することは、公共建造物の品質確保、施工の安全確保、相互の技術向上等の面からも大変意義のあることである。本工事においては第一回工程会議において実施しており、今後も工事の難易度等を勘案の上、工事調整会議の開催を積極的に推進されたい。

イ 暑中コンクリートへの対応について

建築工事標準仕様書（JASS5）では、日平均気温が25℃を越えることが予想される期間を暑中コンクリートの適応期間としている。過去の気象データを見ると那覇市においては、おおむね5月～10月の6か月間がこれに該当する。

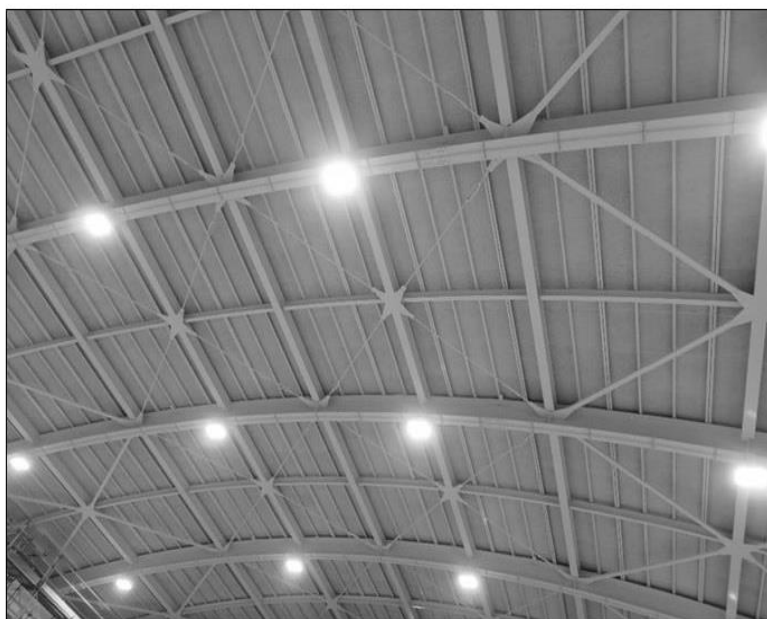
従って、この間に打設されるコンクリートは暑中コンクリートとして、以下のような対策を講じる必要があり、製造～運搬～打設～養生に至る綿密な施工計画を立て、それに基づいて施工することが重要である。

- ・セメント、骨材等の材料温度を出来るだけ低温に保つ。
- ・コンクリート打設時温度を35℃以下に保つ。
- ・高性能 AE 減水剤を用い、単位水量を低減する。
- ・練混ぜから打ち込み終了までの時間を90分以内とする。
- ・遮熱性ドラムカバーをアジテータ車に装着する。
- ・型枠等を湿潤状態に保つ。
- ・コンクリート打設は中断することなく連続して行う。
- ・打設後は養生マットで覆い、継続的に散水を行う。

(7) 指摘事項等（要望事項）

本工事における養生は散水養生を採用しているが、養生マットを用いていないため、短時間で乾燥する恐れがある。特に野外の工事においては養生マットの採用や湛水養生を指導監督されたい。

(7) 現場調査



屋内運動場屋根鉄骨仕上り状況



アリーナ床面状況、足場・昇降設備設置状況



児童クラブ施工状況（内装・建具工事）



歩行者用アーケード



現場掲示物設置状況

○令和元年度 3 工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

(1) 工事担当所管部署

上下水道局 下水道課

(2) 工事概要

ア 工事場所

那覇市首里石嶺町地内

イ 背景と工事内容

石嶺 1 号幹線は、那覇市首里石嶺町で二級河川安謝川に接続する重要な雨水幹線水路である。

しかしながら、近年の降雨量や周辺の都市化に伴う流出係数の増加などにより、水路及び河川への雨水流入量は従来の予想を大きく上回るものとなっている。そのため、大雨時には水路沿いの地域で床上、床下浸水が多発しており、自治会が改善を求めるなど、地域住民の生命・財産を守る治水対策が喫緊の課題となっていた。

このような状況を受け、那覇市下水道課は、過去の降雨状況等を基に平成 27 年度に「那覇市首里石嶺町地区下水道浸水被害軽減総合計画」を策定した。本雨水貯留施設もその一環として実施するものである。

本工事の主たる概要は以下のとおりである。

土 工

掘削工 7,754 m³、残土処理工 5,741 m³、残土仮置き工 2,166 m³

本体工

地下貯留ブロック工(H=3.0m) 74 本

頂版スラブ工(L=3,960 mm B=1,490 mm t=280 mm) 52 枚

底版築造コンクリート工 113.6 m³端壁コンクリート工 34.5 m³基礎コンクリート工 86.1 m³

仮設工

H形鋼打込み工(H-300*300) 136 本、横矢板工 548 m²、敷鉄板工 818 m²

ウ 工事請負会社

株式会社 南成建設

エ 設計業務委託

株式会社 ホープ設計

オ 工事監理

市職員による自主監理

カ 当初工期 令和 2 年 6 月 19 日 ～ 令和 2 年 12 月 25 日 (190 日間)

変更工期 変更無し

キ 事業費

設計額 194,359,000 円 変更設計額 225,401,000 円

請負額 177,576,300 円 変更請負額 205,937,600 円

予定価格 194,359,000 円

落札率 91.4%

ク 工事進捗率

実施進捗率 56.7%（計画進捗率 55.6%）10 月末現在

(3) 総 評

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果、全般にわたり合理的な設定及び判断がなされており大きな問題点はなかったが、設計委託における業務計画書や照査報告書、工事施工者作成の施工計画書等に若干の不備や記載間違いが認められた。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述した。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画、調査及び設計について

事業の背景は前述したとおりであり、生命・財産に危険を及ぼす浸水災害から近隣住民を守るために実施するものであり、本事業計画は妥当である。

調査・設計業務の委託契約に当たっては、制限付一般競争入札で実施されており、12 者が応札した結果、最低価格を提示した株式会社ホープ設計に決定している。業務委託契約及び変更契約に至る一連の手順は適切であり、これらの記録も全て整理、保管されている。

本施設の設計は、平成 27 年度に策定された「那覇市首里石嶺町地区下水道浸水被害軽減総合計画」の結果に基づき、設計流入量 $Q=5.19 \text{ m}^3/\text{sec}$ 、設計貯留量 $V=6,000 \text{ m}^3$ 、排水ポンプ能力 $Q=4.2 \text{ m}^3/\text{min} \times 2 \text{ 台}$ （1 台は予備）として設計されている。

なお、設計報告書「第 6 章 雨水調整池詳細設計 1.2 適用基準」によれば、以下の技術マニュアル等に基づき実施しており、構造形式の異なる 11 案の構造特性、耐久性、耐震性、施工性、維持管理、経済性等を総合的に比較・検討した上で、上位 4 案を抽出している。更に 4 案の 2 次比較を行い、「プレキャスト式雨水地下貯留施設」に最終決定している。これらの検討過程は妥当であり、適切な判断がなされている。

・プレキャスト式雨水地下貯留施設技術マニュアル〔改訂版〕（2011.3）

日本下水道新技術機構

・プレキャスト式雨水地下貯留施設技術マニュアル〔設計・施工編〕

その 2（耐震編）（1996.7）日本下水道新技術機構

・コンクリート標準示方書〔設計編〕（2012）土木学会

- ・コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕(2002) 土木学会
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 (2014) 日本下水道協会
- ・駐車場設計-施工指針 同解説 (H4. 11) 日本道路協会
- ・道路橋示方書 同解説〔鋼橋編〕(H24. 3) 日本道路協会
- ・道路橋示方書 同解説〔下部構造編〕(H24. 3) 日本道路協会
- ・道路橋示方書 同解説〔耐震設計編〕(H24. 3) 日本道路協会
- ・道路土工 カルバート工指針 (H21) 日本道路協会

本設計に従事した管理技術者の保有資格は「RCCM (下水道)」、照査技術者は「技術士 (建設部門 砂防及び海岸・海洋)」であり、共に那覇市の求める資格要件に適合していることを確認した。なお、本業務内容は業務カルテ「TECRIS」に登録済みである。

(7) 指摘事項等 (注意事項)

a 業務計画書 (8.) や設計報告書 (1. 4) の「使用した主な図書及び基準」には発行年度が記載されておらず、最新版であることの確認ができない。また、「トンネル標準示方書 (シールド編)」、「同 (山岳工法編)」や「港湾の施設の技術上の基準・同解説」など、明らかに本設計業務とは関係のないものも記載されている。

設計業務を行う上で、どのような基準に基づいて実施するかは、大変重要な意味を持つ。業務計画書や設計報告書の「使用した主な図書及び基準」を複数の設計業務において使い回すのではなく、本業務に用いる基準図書の最新版を正しく記載するよう、また、同一報告書内に異なった準拠指針を記載することがないように、合わせて指導監督されたい。

b 本業務では地下貯留槽やカルバート、仮設工の設計等に電子計算機プログラムを使用しているが、業務計画書や報告書にはソフト名やバージョン、開発者 (販売会社) 名、解析理論、適用仕様書等の記載がないため、計算結果 (アウトプット) が正しく計算されたものかどうかの判断が出来ない。

土木設計業務等共通仕様書第 1209 条設計業務の条件には、「電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。」とある。設計業務委託時には、業務計画書や設計報告書にこれらの記載が有り、プログラムの内容が、基準書類に適合していることを必ず確認されたい。

c 構造検討において、一部の部材にせん断応力度が許容せん断応力度を上回る箇所があり、「※せん断 NG はせん断補強鉄筋を配置する」とのただし書があるが、どの位置にどのような鉄筋を何本配置するのか不明である。図面において当該補強筋を確認したが、設計報告書には具体的な対応策を明記するよう指導監督されたい。

d 排水計算書において、「降雨強度式 $I=a/(t+b) 130$ 」との記載が有るため根拠を確認したが、上位計画において「降雨強度 130mm/h」と設定されてい

るとの説明を受けた。設計報告書には各種数値の根拠を明確に記載されたい。

また、「130」では意味不明である。「降雨強度 130mm/h」と正確に記載するよう指導監督されたい。

e 仮設工（土留工）の計算において、鋼材の断面性能にリース材（山留材）の数値を採用しており、過大な設計となっていないか確認したが、使用する鋼材が新材ではなく、何度も転用されたものであるため、断面性能をリース材と同等まで低減して計算したとの説明を受けた。設計の前提とした設計者の意図は、報告書に明確に記載するよう指導監督されたい。

f 親杭横矢板土留めの計算が水圧を考慮したものとなっている。本工事のような「開水性土留め」の場合は水圧を考慮せずに計算することが通例であるため根拠を確認したところ、土木工事設計要領（沖縄県）「仮設構造物」に、「水圧は、地下水位が低いとき、排水が十分に行われる場合は無視できる。」とあるが、当現場においては比較的地下水位が高いため、水圧を考慮したとのことであった。現場状況に応じて設計者が判断したものと思うが、その根拠が記載されていない。水圧は土留め工の設計に大きな影響を及ぼすファクターである。前項同様、設計の前提とした設計者の意図は、報告書に明確に記載するよう指導監督されたい。

g 計算上 40mm や 50mm で対応可能な土留め横矢板厚さを、設計者の判断で全て 60mm に統一しており、明らかに過大な設計となっている。施工性に配慮した対応であると思われるが、工事予算にも影響することであり、設計においては必要最小限の材を採用すべきである。

なお、工事受注者自らが施工性等の理由により、安全を優先する横矢板厚さに統一することを否とするものではない。

h 照査報告書添付の「照査計画フローチャート」は、本業務のフローチャートではない。照査報告書受理時に内容を精査し、誤りを修正するよう指導監督されたい。

なお、本業務においては6回の設計照査が行われており、報告書は全て提出されていることを確認した。

イ 歩掛及び単価について

歩掛は「土木工事標準積算基準書（共通編）（令和元年度）沖縄県」、単価は「実施設計単価表（令和2年4月）沖縄県土木建築部」を、また、貯留槽ブロックやスラブに関しては、令和2年1月に実施した特別調査結果を用いて積算している。なお、価格刊行物を参照する場合は2誌（建設物価及び積算資料）の平均値を、見積りを採用する場合は3者以上から徴し、異常値を除いた価格の平均値を採用しており、市の基準（沖縄県土木建築部における資材単価の決定要領）に基づいた適切な歩掛及び単価の設定がなされている。

ウ 積算について

積算は那覇市の積算システムを用いて実施されている。本工事内訳書の、「残土運搬処理」「地下貯留ブロック据え付け工」「底版型砕工」「均しコンクリート型砕工」「仮設材運搬重量」「交通誘導員」等について積算内容を確認した結果、正しく計上されている。

エ 設計図及び特記仕様書について

設計図は適切に作成されており、問題点は認められない。工事特記仕様書には、本工事を施工する上での注意事項や施工上の各種条件等が明確に記載されており、十分な内容である。

ただし、以下のような改善を要する箇所が認められる。

(7) 指摘事項等（要望事項）

- a 業務委託標準仕様書「第 7 章 準拠すべき図書」には、最新版を用いる旨の記載をすることが望ましい。

(4) 指摘事項等（注意事項）

- a 業務委託特記仕様書 第 8 条 3 に、「担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない」と記載されているが、誤解を招かないよう、「管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない」と記載されたい。
- b 工事特記仕様書 12 その他 9) 工事に使用する資材等の運搬に、「受注者は土砂、資材等の運搬にあたって、過積載防止に努めなければならない」とあるが、過積載防止は努力義務ではない。「過積載をしてはならない」と明確に記載されたい。
- c 工事特記仕様書 12 その他 19) 主任技術者または監理技術者の資格要件に、「主任技術者または監理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。」として、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士」を挙げているが、監理技術者になれるのは、国家資格 1 級の保有者に限られる。誤った解釈をされないよう、主任技術者と監理技術者を分けて記載されたい。

なお、本工事においては監理技術者として 1 級土木施工管理技士資格保有者が選任されており問題はない事を確認した。

オ 工事の入札及び契約について

工事入札は、8 者による制限付き一般競争入札方式で行われ、株式会社南成建設に決定している。当初の予定工事価格は 194,359,000 円、契約額は 177,576,300 円（落札率 91.4%）である。本工事契約に伴う、工事請負契約書、履行保証、建退協掛金収納書、主任（監理）技術者届、同・勤続証明、現場代理人届等は全て整っており、契約に至るプロセスは適切である。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

10 月末での進捗率は約 56.7%（予定 55.6%）である。現場は、設計図書

どおりに出来上がっており、函体は正確に設置されている。監査当日には底版の一部において配筋工事が行われていたが、施工管理状況は非常に良好である。また、仮設土留工、残土仮置き工も含め、目視確認できる範囲において不具合箇所は見受けられない。今後は頂版スラブや止水シーリング工など、高所や足場上での作業も残っており、転落事故等に十分注意を払われたい。

(7) 指摘事項等（注意事項）

沖縄県土木工事共通仕様書には、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法などについての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。」と規定されている。従って施工計画書には、安全、品質、工程等の各種管理や施工方法が多方面から検討された、具体的な内容が記載されていなければならない。

「提出」とは、受注者が監督職員に対してその内容を十分説明した上で差し出すことであり、説明時に記載内容に不足や間違いが有れば、修正・加筆させるなど、施工計画書受理時に訂正するよう指導する必要がある。

また、今回施工計画書の内容はおおむね良好であるが、記載内容に曖昧な表現が散見されるので、今後は以下のような点について、是正するよう指導監督されたい。

- a 「鉄筋の所定の被りを確実に確保するよう留意する」と記載されている。スパーサーの形状・寸法、配置計画等を具体的に記載すること。
- b 「設計図書に準じた強度のコンクリートを打設する」と記載されている。具体的なコンクリート強度、スランプ等を記載すること。
- c 施工体系図に「総括安全衛生責任者」との記載が有るが、「統括安全衛生責任者」の間違いである。正しく記載すること。
- d 施工体系図の、下請け及び孫請けの安全衛生責任者名が同一人となっている。孫請けの記載間違いであり、正しく記載すること。
- e クレーンの安定検討が記載されていない。函体ブロック吊上げ時などの、実際の作業半径と吊荷重に基づいた安定検討を行い、施工計画書に記載すること。

イ 工程管理

当初の工期（190 日間）の決定に当たっては、担当者が概略工程表を作成した上で算出されており、適切な工期設定がなされている。

現場も予定工程以上に進捗しており、適切な工程管理が実践されている。

ウ 品質管理

コンクリート、鉄筋、函体ブロック等、主要材料の品質証明は全て整っており、おおむね適切な管理がなされているが、次のとおり改善を要する点がある。

(7) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書の「品質管理計画」が、発注者が定めた規格値や試験基準などの表を添付しただけであり、施工者としての品質管理計画が記載されていない。施工者には、発注者が定めた要求品質を満足させるための、具体的な施工方法や管理方法などを検討・記載するよう指導監督されたい。

エ 出来形管理

出来形管理においては社内規格値（規格値の80%）を設定して管理されている。施工者がより厳しい社内規格値を独自に設定し、管理のハードルを高めていることは高く評価できる。さらに、社内目標値を満足できなかった場合の社内対応策等を定め、再発防止策を実践すれば、技術力向上にも繋がる。

オ 安全管理**(7) 指摘事項等（注意事項）**

本工事は無事故、無災害で推移しており、適切な安全管理がなされている。

しかし、施工計画書における「安全管理」の記載内容は一般的な記述が多く、本現場特有の安全対策（例：住宅街の狭隘な道路での資材搬出入時の交通安全対策、掘削作業時の重機接触事故防止対策、クレーン作業時の安全対策、足場・昇降設備計画 等）に関する具体的な計画が記載されていない。

施工計画書には、工事内容毎の潜在的な不安全要因を明らかにし、それに対する具体的な安全対策を記載するよう指導監督されたい。

カ 工事監理

現場及び書類調査の結果、出来形・出来栄・精度共に良好である。

また、工事の重要な節目における検査も実施するなど適切な工事監理がなされており、評価できる内容であるが、次のとおり改善を要する点がある。

(7) 指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

キ 設計変更

本工事着手後に隣接用地の起工承諾が得られたため、設計変更により土工の施工範囲を拡大した。当変更により、土工数量及び土留め工数量などが増となっている。これは、本工事の施工性を向上させると共に、事業全体の進捗を早める為に有効であり、適切な設計変更である。

(6) その他**ア 施工者による設計内容照査について**

「沖縄県土木工事共通仕様書」によれば、受注者は設計図書の照査を行い、設計図書の誤謬・脱漏などがあった場合には監督職員に通知し、確認を請求しなければならないとの規定がある。本工事においては、施工者はこれに基づいて設計内容照査し報告していることを確認した。

イ 工事調整会議（三者会議）について

(7) 指摘事項等（要望事項）

「工事調整会議」により、工事着手前に発注者、設計者、施工者が一堂に会して当該工事の施工上の留意点や問題点、設計の前提条件などの課題を共有することは、公共建造物の品質確保、施工の安全確保、相互の技術向上などの面からも大変意義のあることである。本工事においては開催されていないが、工事の難易度等を勘案の上、工事調整会議の開催を施工者の判断のみに委ねることなく、積極的に推進されたい。

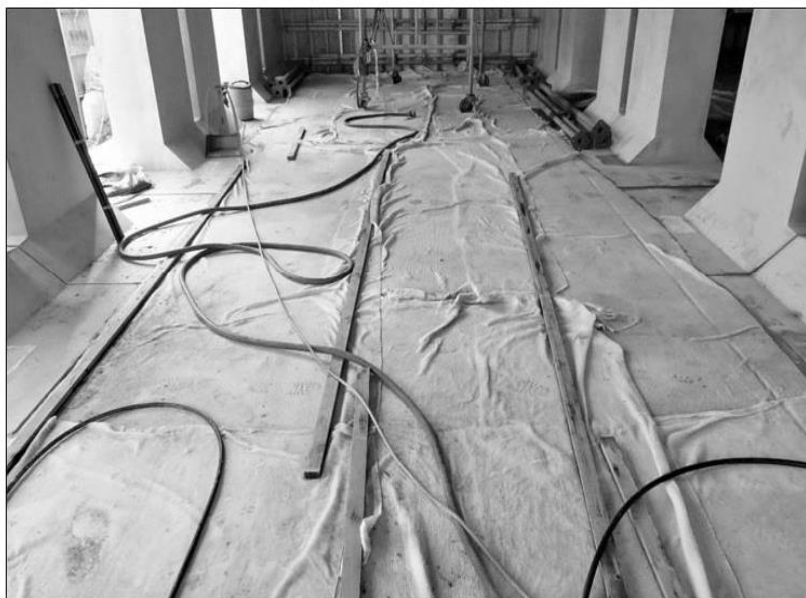
(7) 現場調査



現場全景



現場掲示物



底版散水養生状況



底版鉄筋組立状況